

定額自動送金規定改定のお知らせ

1.対象となる主な規定

定額自動送金規定

2.主な改定内容

入金指定口座へ入金ができない場合の取扱いについて、明確化します。

新(新設)	旧
8.入金指定口座への入金ができない場合、その旨を依頼人の当行届出の連絡先に通知します。なお、当行所定の期間内に、依頼人が連絡つかない場合、依頼書に記載された指定出金口座に振込資金および振込手数料を返却いたします。	—